

低入札価格調査制度の運用開始について

国土交通省においては平成16年7月1日以降に入札・契約手続きが行われる**物品製造や役務提供**の分野において、以下の手続きが行われることとなりますので、入札の際は十分ご留意の上、ご参加願います。

低入札価格調査制度の概要

1. 対象分野：物品の製造や役務の提供などの請負契約

物品の購入、保守契約を含まない賃貸借については、当該制度の対象外です。

「工事」については、既に従前より制度の運用を開始しておりますが、建設コンサルタント業務や測量業務などの工事関連の役務提供は対象外となります。

2. 対象範囲： 発注者が算定する予定価格、又は予定価格に数量等を加味した金額が、**概ね1,000万円程度**を超えると見込まれるもの。 (対象となる発注については、入札公告などの関係書類に明示しておりますので、ご確認願います。)

3. 制度の内容： 発注者が作成する予定価格以下の入札価格であれば、その最低価格の者が落札者となりますが、当該調査の結果、次の場合に該当すると認められる時には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

当該制度の運用開始は、当職関係の発注に限るものではなく、国土交通省の全ての機関が対象となりますので、貴社のご関係の方にもご一報願いますようお願いいたします。

なお、当該制度についてご質問等がございましたら、次の担当窓口まで御連絡願います。

担当窓口係：東北地方整備局秋田河川国道事務所経理課契約係